

## 港区職員定数条例の一部を改正する条例

本案は、行政需要の増加等及び学校用務業務の委託の取組結果を踏まえ、職員の定数を改定するものです。

## 【条例改正の背景】

今後の人口増や行政需要の増加に対応するとともに、より柔軟で即応的な配置を可能とするため、区長の事務部局、教育委員会の事務部局等の職員定数<sup>※</sup>を増員します。

また、順次進めている学校用務業務の委託化の取組結果を踏まえ、学校の事務部局の職員定数を減員するため、条例を改正します。

※職員定数とは、臨時又は非常勤の職を除いた職員の任用できる上限をいいます。

## 【条例改正の内容】

職員の定数を次のとおり改定します。

区 分	現 行	改正案	増 減
区長の事務部局の職員	1, 855人	2, 063人	+208人
教育委員会の事務部局の職員	108人	122人	+14人
教育委員会の所管に属する学校の職員	188人	165人	-23人
その他	29人	30人	+1人
全 体	2, 180人	2, 380人	+200人

## 【施行期日】

令和7年4月1日